

### 佐賀県規則第37号

佐賀県水産振興センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県水産振興センター管理規則（昭和48年佐賀県規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(業務報告)</p> <p><b>第8条</b> 所長は、毎年度の業務報告書を作成して翌年度の<u>9月末日</u>までに知事に提出しなければならない。</p>	<p>(業務報告)</p> <p><b>第8条</b> 所長は、毎年度の業務報告書を作成して翌年度の<u>5月15日</u>までに知事に提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。